

株 主 各 位

横浜市都筑区荏田東二丁目25番1号
株 式 会 社 図 研
代表取締役社長 勝 部 迅 也

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までにインターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

2頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、上記期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市都筑区荏田東二丁目25番1号
本社・中央研究所1階 図研ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

2頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

新型コロナウイルスに関するお知らせは、55頁をご参照ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.zuken.co.jp>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時45分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時45分到着分まで



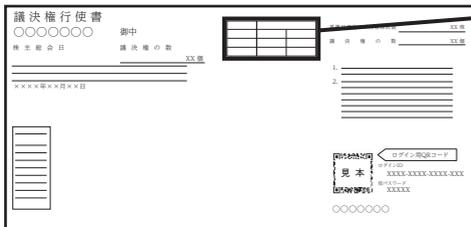
株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇
株主総会日 議決権の取 〇〇票

議決権の取 〇〇票

1. _____
2. _____
3. _____

オンライン投票コード
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

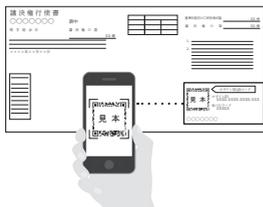
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※午前2時から午前5時まで、取り扱いを休止します。

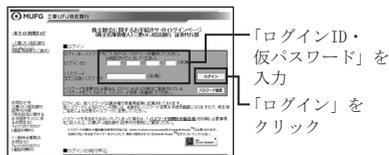
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードをご登録ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

第 46 期 事 業 報 告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 当連結会計年度の事業の概要

当連結会計年度の経済環境は、期末にかけてロシアのウクライナ侵攻により先行きの不透明感が増したものの、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限が緩和されてきたことに伴い、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの主要なお客さまであるエレクトロニクス製造業、自動車関連・産業機器製造業におきましては、設備投資全体の持ち直しの動きは続いており、IT投資への意欲も高い状態が継続いたしました。

このような中であって、当社グループは、世界のモノづくり企業に向けて最適なソリューションを提供していく「真のグローバルカンパニー」を目指し、コロナ禍においても事業活動の効率化を進め、主力製品の拡販や新製品のリリースに注力してまいりました。当連結会計年度の主な取り組みは、次のとおりであります。

① 主力製品の拡販

エレクトロニクス製造業向けの主力の電気設計システム「CR-8000」シリーズにおいて、リモートワーク環境でもスムーズに製品設計を行える機能を拡充し、また「CR-5000」シリーズからの移行を促進するなど拡販を押し進めてまいりました。自動車関連・産業機器製造業においては、ワイヤハーネスの設計システム「E3.series」の販売に引き続き注力し、特に欧米において売上を伸ばしました。

また、これらの設計システムにデータ管理システムDSシリーズを連携させ、設計からデータ管理まで一貫したソリューションとして、大手顧客を中心に販売を強化してまいりました。

なお、営業活動において対面が制限された時期についても、Webコミュニケーションツール「ZUKEN digital」を活用し、お客さまの要望を的確にとらえてタイムリーな提案を行い、コロナ禍前を上回る活発な営業活動を実施してまいりました。

② 新製品のリリース

大規模な設計を行う輸送用機器製造業に向けて、従来の製品を飛躍的に進化させた新たなワイヤハーネスの設計システム「E3.infinite」を開発し、本格的に販売を開始いたしました。これは、大規模システムの分散・並行設計やサプライヤ協業に適合し、またワイヤハーネス配線の自動設計をも実現する製品であり、これに対応するデータ管理システム「DS-E3.infinite」とともに拡販してまいります。

また、エレクトロニクス製造業においては、米国子会社のMBSEモデリングツール「GENESYS」と図研の主力設計システム「CR-8000」シリーズをつなぐ「GENESYS-CR」を新たに開発いたしました。この製品は、本格的な導入には多くの時間や労力を要するMBSEの手法をエレキ設計向けに最適化しており、構想設計段階の既存の設計資産をデジタル化することで、設計全体の一元的な管理を可能とします。今後、MBSEの導入を検討するお客さまに向けて、広く販売を推進してまいります。

※MBSEは、モデルベースシステムズエンジニアリングの略で、航空・宇宙、自動車関連等の複雑で高い品質が求められる製品に使われ始めた次世代の設計手法です。この手法には、電気・機械・ソフトウェアなど複数の分野の技術者が共通認識できるモデルを使うことにより、様々な技術が複雑に関連し合う製品開発を構想企画段階で最適化するねらいがあります。

(2) 当連結会計年度の業績

① 連結業績

売上高	： 315億2百万円	(前期比 9.3%増)
経常利益	： 41億7千7百万円	(前期比 32.5%増)
親会社株主に帰属する 当期純利益	： 30億2百万円	(前期比 40.5%増)

以上の取り組みにより、当連結会計年度の売上高は、前期を大きく上回り、過去最高を更新いたしました。これは、ワイヤハーネスの設計システム「E3.series」の売上が伸長したことや、主力の電気設計システム「CR-8000」シリーズの販売が堅調に推移したことによるものです。

また、利益面につきましても、売上高の伸長により大幅な増益となり、営業利益、経常利益ともに過去最高を更新いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、英国子会社の退職年金制度の

バイアウトに伴い特別損失を計上したものの、政策保有株式の売却に伴う特別利益の計上により大幅な増益となりました。

製品区分別売上高につきましては、以下のとおりであります。

② 製品区分別売上高

基板設計ソリューション：42億6千2百万円（前期比 0.3%増）

回路設計ソリューション：68億8千4百万円（前期比 16.2%増）

I T ソリューション：71億9千8百万円（前期比 2.2%増）

クライアントサービス：131億4千6百万円（前期比 13.4%増）

<p>基板設計ソリューションの主な製品</p>	<p>CR-8000 Design Force CR-8000 Board Designer CR-8000 DFM Center CADSTAR eCADSTAR</p>
<p>回路設計ソリューションの主な製品</p>	<p>CR-8000 Design Gateway CR-8000 System Planner E3. series E3. infinite Cabling Designer Harness Designer</p>
<p>I T ソリューションの主な製品</p>	<p>DS-CR DS-2 <small>エクスプレッソ</small> Espresso DS-E3 DS-E3. infinite GENESYS <small>プリサイト ビジュアル ボム</small> PreSight visual BOM</p>

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は3億9千5百万円であり、そのうち主要なものは研究開発用設備の購入等であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ紛争の影響が見通せない中、先行き不透明な状況は続いていくものと思われます。その一方で、技術革新やニーズの多様化などから、世界のモノづくりを取り巻く環境は劇的に変化しており、当社グループが取り組むべき事業領域は、今後も拡大していくことが見込まれます。

このような中において、当社グループは、お客さまが抱える課題に真正面から取り組み、最先端の技術も積極的に取り入れ、モノづくりのプロセス全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を実現する革新的なソリューションを提供してまいります。

このために、当社グループの対処すべき課題は、以下のとおりであります。

① 主力製品の機能拡充と拡販

主力の電気設計システム「CR-8000」シリーズにおいては、AIによる自動配置配線や解析の高速化などの機能拡充により製品力を高め、引き続き「CR-5000」シリーズからの移行も推進し、販売活動に注力してまいります。

また、新たなワイヤハーネスの設計システム「E3.infinite」とそのデータ管理システム「DS-E3.infinite」については、多様化・複雑化する次世代の設計環境を担う一貫したソリューションとして、世界の輸送用機器市場に向けて拡販してまいります。

② 「Engineering IT Companyの図研」に向けた取り組み

大規模化・複雑化するモノづくりにおいて、プロセス全体のデジタル化への対応は急務となっておりますが、その実現には多くの課題があり、様々な角度から解決への模索が続けられています。

これに対して当社グループは、長年培ってきた技術やノウハウに加え、MBSEなどの新しい手法も活用し、ソフトウェアのみならずサービスやコンサルティングまでを含む一体的なソリューションを提供してまいります。

これにより、モノづくり企業のプロセス全体の効率化とさらなる変革を支援する「Engineering IT Companyの図研」を目指し、グループ一丸となって取り組んでまいります。

以上の取り組みにより、当社グループは、お客さまの次世代のモノづくりに貢献する最適なソリューションを提供し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	第45期 (2021年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	26,787,267	29,296,353	28,819,265	31,502,266
経常利益(千円)	3,191,571	3,486,759	3,153,326	4,177,825
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,113,020	2,595,767	2,137,173	3,002,866
1株当たり当期純利益	90円88銭	111円65銭	91円92銭	129円16銭
総資産(千円)	47,190,967	51,445,892	57,168,076	59,105,887
純資産(千円)	33,050,055	35,013,308	38,842,100	38,616,150
1株当たり純資産	1,402円49銭	1,487円50銭	1,656円21銭	1,644円76銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	第45期 (2021年3月期)	第46期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	11,235,386	12,072,710	11,135,371	11,289,628
経常利益(千円)	2,154,342	2,553,091	2,662,715	2,853,178
当期純利益(千円)	1,783,094	2,277,613	2,236,925	1,985,696
1株当たり当期純利益	76円69銭	97円96銭	96円21銭	85円41銭
総資産(千円)	37,344,179	39,464,108	43,654,422	43,059,876
純資産(千円)	31,556,468	33,427,156	37,208,808	35,434,448
1株当たり純資産	1,357円29銭	1,437円76銭	1,600円44銭	1,524円15銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ズケン・ユーエスエーInc.	9,000千米ドル	100.00%	回路設計ソリューション等の販売
ズケン GmbH	639千ユーロ	100.00	基板設計ソリューション等の開発・製造・販売
ズケン Ltd.	40,436千英ポンド	(100.00)	基板設計ソリューション等の開発・製造・販売
図研テック(株)	147,700千円	100.00	基板設計・製造業務に関するサポート・サービス
図研ネットウェイブ(株)	150,000千円	100.00	ITソリューション等の開発・販売・コンサルティング

(注) 1. 当社の議決権比率において () にて記載しているものは、子会社を通じて間接所有しているものであります。

2. 子会社は、上記の重要な子会社5社を含む23社(非連結子会社1社を含む)であります。

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、エレクトロニクス製造業、自動車関連・産業機器製造業の分野を中心にモノづくり企業における設計・製造の効率化に関するソリューションの提供を主要な事業内容としており、具体的内容は下記のとおりであります。

- ① コンピュータを利用した自動設計、検証、解析、自動製造システムなどの開発、販売、サポート。
- ② 技術情報データベースとネットワークに関するソリューションの開発、販売、サポート。
- ③ 設計・製造インフラの構築、コンサルティングおよびこれに関するサービスの提供。

8. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社 ・ 中 央 研 究 所	横 浜 市 都 筑 区
セ ン タ ー 南 ビ ル	横 浜 市 都 筑 区
新 横 浜 ビ ル	横 浜 市 港 北 区
関 西 支 社	大 阪 市 北 区
名 古 屋 支 社	名 古 屋 市 中 区
Zuken SOZ0 (創造) Center	California, U.S.A.

(2) 子会社

名 称	所 在 地
ズケン・ユーエスエーInc.	Massachusetts, U.S.A.
ズ ケ ン G m b H	Munich, Germany
ズ ケ ン L t d .	Bristol, U.K.
図 研 テ ッ ク (株)	横 浜 市 港 北 区
図 研 ネットウエイブ(株)	横 浜 市 港 北 区

9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,476（110）名	31名増（11名増）

(注) 従業員数は就業人員であり、当連結会計年度の平均臨時雇用者数は（ ）内に外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
427（45）名	1名増（2名増）	44.1才	17.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、当事業年度の平均臨時雇用者数は（ ）内に外数で記載しております。

10. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

11. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、ビジネスエンジニアリング株式会社の株式を追加取得し、2021年11月29日付にて同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 86,525,700株
2. 発行済株式の総数 23,267,169株
3. 株主数 6,358名
4. 大株主(上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
金 子 真 人	3,321千株	14.28%
金子真人ホールディングス株式会社	3,240	13.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,145	9.23
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,081	8.95
日本生命保険相互会社	723	3.11
和田 扶 佐 夫	690	2.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	625	2.68
金 子 み ね 子	580	2.49
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	563	2.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	285	1.22

(注) 持株比率は自己株式(18,471株)を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	金 子 真 人	最高経営責任者 (CEO)
代表取締役社長	勝 部 迅 也	最高執行責任者 (COO)
取締役副社長	相 馬 肅 一	管理本部長
専務取締役	仮 屋 和 浩	技術本部長
専務取締役	上 野 泰 生	事業本部長
取 締 役	大 澤 岳 夫	事業本部A&M事業部長
取 締 役	早乙女 幸 一	技術本部A&M開発部長
取 締 役	藤 原 宏 行	事業本部EDA事業部長
取 締 役	佐 野 高 志	公認会計士 (佐野公認会計士事務所所長)
取 締 役	荒 井 洋 一	弁護士 (荒井総合法律事務所所長)
監査役 (常勤)	和 田 扶 佐 夫	
監 査 役	半 田 高 史	公認会計士 (合同会社東京プライム会計事務所 代表社員)
監 査 役	前 波 吉 伸	新宿エヌ・エスビル株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役 佐野高志、荒井洋一の2氏は、社外取締役であります。また、同2氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、各社外取締役の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 監査役 半田高史、前波吉伸の2氏は、社外監査役であります。また、同2氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、各社外監査役の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
3. 監査役 半田高史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 取締役および監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職位、職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとする。但し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

②基本報酬（固定報酬）に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の報酬に関する規定に基づき、決定するものとする。

③業績連動報酬に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、前事業年度の連結経常利益に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。なお、非金銭報酬はないものとする。

④固定報酬と業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう固定報酬と業績連動報酬のバランスを考慮し、適切な支給割合とする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

固定報酬については取締役の報酬に関する規定に基づき、また、業績連動報酬については業績及び成果に基づき、社外取締役の意見も適宜参考にしつつ、代表取締役2名が協議により決定するものとする。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	313,190 (9,600)	233,190 (9,600)	80,000 (-)	- (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17,040 (6,000)	17,040 (6,000)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	330,230 (15,600)	250,230 (15,600)	80,000 (-)	- (-)	13 (4)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対し使用人分給と相当額27,300千円を支給しております。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であり、当事業年度を含む連結経常利益の推移は「I 5. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。当該指標を選定した理由は、連結経常利益が当社グループの経常的な利益を端的に示す指標であるためであります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第38回定時株主総会において、固定枠として年額320,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内、また使用人分給とは含まない。）、変動枠として前事業年度の連結経常利益の2%以内の額（上限50,000千円）を設定し、固定枠と変動枠の合計額（ただし、社外取締役に對する報酬は固定報酬のみ）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）です。また、2020年6月26日開催の第44回定時株主総会において、変動枠の設定を変更し、前事業年度の連結経常利益の2.5%以内の額（上限80,000千円）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、1990年1月30日開催の第13回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役会長 金子真人および代表取締役社長 勝部迅也に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役2名による協議が適しているからであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役の意見も適宜参考にしております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役

	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 佐野 高志	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席いたしました。 会社経営者としての経験、知見および公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。また、監査役会にオブザーバーとして参加し、各部門および子会社からのヒアリングに際し、経営者および公認会計士の立場から助言を行っております。
取締役 荒井 洋一	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。また、監査役会にオブザーバーとして参加し、各部門および子会社からのヒアリングに際し、弁護士の立場から助言を行っております。

(2) 社外監査役

	出席状況および発言状況
監査役 半田 高史	当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 前波 吉伸	当事業年度に開催された取締役会11回のすべて、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 国内外において会社経営に携わってきた経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、ズケン・ユーエスエー Inc.、ズケン GmbH、ズケン Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人において適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の会議の目的とすることといたします。

V 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社が、取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）の整備に関する基本方針の概要および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 企業理念・指針

当社は、「健全で活気と品格にあふれる企業文化の確立」を企業理念とする。「健全」とは「洗練された高度な技術の保持と、良い財務体質の堅持」を、「活気」とは「未来を切り拓く若さと、そこから溢れ出るチャレンジマインド」を、そして「品格」とは「企業として、また企業人、社会人としての良識と品行」をいい、これをすべての活動の規範とする。また、変化の激しい事業環境に迅速かつ機動的に対応し、適法かつ適正で健全性の高い企業活動を行うことを企業統治の指針とする。当社は、かかる企業理念・指針の下、内部統制の整備を推進していくものとする。

2. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令、定款その他社会規範に適合するよう、法令等の遵守に向けた体制の整備を推進する。
- ②企業理念・指針の周知、徹底を図り、最高執行責任者である取締役の統括の下、総務部門において横断的な取り組みを行うとともに、各部門および子会社において自己の主管業務に関して体制の整備を行うものとする。
- ③内部監査部門として社長直属の監査室を設置し、内部監査を定期的を実施するほか、各種規程・ガイドラインを制定・配布し、社内教育・研修を実施するなど、公正な職務執行の確保に努めるものとする。
- ④反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくものとする。

3. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ①文書・情報の取り扱いに関する規程・ガイドラインに従い、議事録、稟議書、契約書、報告書その他取締役の職務の執行にかかる文書・情報を適切に保存し、管理する。
- ②保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。
- ③取締役および監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができるものとする。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループの企業活動に伴う損失の危険（以下「リスク」という）を的確に把握し、その現実化を未然に防止し、またこれが現実化した場合には適切な措置を講じることができるよう、リスクの管理体制の整備を推進する。

- ②最高執行責任者である取締役の統括の下、各部門および子会社は自己の主管業務に関わるリスクの管理体制を、また総務部門は横断的なリスクの管理体制を整備するものとし、リスクの評価、見直しを適宜実施するほか、各種規程・ガイドラインを制定・配布し、社内教育・研修を実施するなど、リスク管理の実効性の向上に努めるものとする。
- ③重大なリスクについては、統括取締役および監査役へ速やかに報告するものとする。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役の効率的な職務の執行を確保するよう、経営規模、事業内容等に応じた適切な組織体制の構築を推進する。
- ②経営の基本方針や重要事項の審議、決定ならびに取締役の業務執行に対する監督は、定時または臨時に開催される取締役会において行い、機動的な意思決定と厳格な経営監督の実現を図るものとする。
- ③業務執行に関する責任と権限については、組織・業務分掌および職務権限に関する規程により明確にし、組織的かつ効率的な事業体制の確立に努めるものとする。
- ④事業の進捗状況や業績内容は、取締役会その他の会議体において、担当取締役、各部門長が定期的に報告し、検討・討議されるものとする。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の企業理念・指針は、当社グループ各社においても等しくこれを共有、実践することとする。
- ②当社グループ全体における業務の適正を確保するよう、当社は、関係会社の管理に関する規程を制定するとともに、各社の経営規模、事業内容等に応じた適切な内部統制を各社と協同して整備し、当社グループ全体における内部統制の整備に努めるものとする。
- ③当社は、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等、子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の報告を受けるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役会事務局を総務部門に設置し、事務局にて監査役の職務の補助を行う。
- ②事務局は、監査役の指示に従って職務の補助を行うものとし、その業務に関して、事務局員は、取締役、上長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③事務局員の人事異動については監査役会と事前に協議するものとし、補助業務に関する懲戒については監査役会の事前の承認を得るものとする。

8. 監査役への報告に関する体制

- ①監査役が迅速かつ正確に当社グループの状況を把握できるよう、監査役への報告体制の整備を推進する。
- ②当社の取締役および使用人ならびに当社グループの取締役、監査役、使用人およびこれらの者から報告を受けた者（以下「取締役等」という）は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実、その他監査役会と取締役との協議により定める報告事項が生じた場合は、これを速やかに監査役に報告するものとする。
- ③監査役は、取締役会その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて取締役等に対し、経営状況、各事業の進捗状況、業績内容など重要事項の報告を求めることができるものとする。
- ④当社は、取締役等が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを負担するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査が実効的に行われるよう、監査の重要性と有用性に対する認識・理解の浸透に努めるものとする。
- ②代表取締役との定期的な意見交換や会計監査人および内部監査部門との連携など監査環境の整備を推進するものとする。

11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では法改正や事業環境の変化に伴い各種規程の見直しを行っており、その内容を取締役会で決議するとともに、使用人に対しては、法令・規程等に則った業務遂行のための研修や啓蒙活動を実施しております。また、内部監査部門が、当社および子会社において、法令・規程に適合しているかの内部監査を実施するとともに、当社の取締役は、子会社からの財務・事業の進捗状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、当社グループ全体の業務の適正性を検証しております。

なお、監査役におきましては、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、取締役およびその他の使用人からの報告や各取締役にヒアリングを実施するなど、監査の実効性の向上に努めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	45,259,357	流 動 負 債	16,482,648
現金及び預金	27,191,189	買掛金	1,140,865
受取手形	383,412	未払法人税等	2,606,634
売掛金	5,647,008	前受金	9,361,007
有価証券	6,700,000	賞与引当金	1,023,881
棚卸資産	787,927	役員賞与引当金	112,100
前払費用	4,276,778	その他の引当金	11,070
その他	302,402	その他	2,227,089
貸倒引当金	△29,361	固 定 負 債	4,007,088
固 定 資 産	13,846,530	退職給付に係る負債	3,803,764
有形固定資産	6,206,402	その他	203,324
建物及び構築物	2,705,363	負 債 合 計	20,489,736
機械装置及び運搬具	27,479	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	391,780	株 主 資 本	36,613,144
土地	3,015,103	資本金	10,117,065
リース資産	66,676	資本剰余金	8,662,477
無形固定資産	928,929	利益剰余金	17,852,882
のれん	184,948	自己株式	△19,279
その他	743,981	その他の包括利益累計額	1,625,397
投資その他の資産	6,711,198	その他有価証券評価差額金	1,463,414
投資有価証券	3,114,992	為替換算調整勘定	153,932
関係会社株式	2,002,416	退職給付に係る調整累計額	8,050
繰延税金資産	996,219	非支配株主持分	377,608
その他	614,323	純 資 産 合 計	38,616,150
貸倒引当金	△16,752	負 債 純 資 産 合 計	59,105,887
資 産 合 計	59,105,887		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		31,502,266
売上原価		9,708,034
売上総利益		21,794,232
販売費及び一般管理費		17,889,814
営業利益		3,904,417
営業外収益		
受取利息	9,663	
受取配当金	79,378	
為替差益	3,219	
持分法による投資利益	84,939	
助成金収入	50,648	
その他	51,642	279,492
営業外費用		
支払利息	3,174	
その他	2,910	6,085
経常利益		4,177,825
特別利益		
固定資産売却益	1,075	
投資有価証券売却益	5,808,953	5,810,029
特別損失		
固定資産処分損	20,552	
退職給付費用	3,509,057	
減損損失	332,369	3,861,979
税金等調整前当期純利益		6,125,875
法人税、住民税及び事業税		3,077,235
法人税等調整額		4,891
当期純利益		3,043,747
非支配株主に帰属する当期純利益		40,881
親会社株主に帰属する当期純利益		3,002,866

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,117,065	8,662,477	15,614,931	△17,734	34,376,739
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	△44,195	—	△44,195
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	10,117,065	8,662,477	15,570,736	△17,734	34,332,544
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△720,720	—	△720,720
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,002,866	—	3,002,866
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1,545	△1,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,282,146	△1,545	2,280,600
当 期 末 残 高	10,117,065	8,662,477	17,852,882	△19,279	36,613,144

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,510,039	48,857	△430,263	4,128,633	336,727	38,842,100
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	△44,195
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,510,039	48,857	△430,263	4,128,633	336,727	38,797,905
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△720,720
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	3,002,866
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△1,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,046,625	105,075	438,313	△2,503,236	40,881	△2,462,354
当 期 変 動 額 合 計	△3,046,625	105,075	438,313	△2,503,236	40,881	△181,754
当 期 末 残 高	1,463,414	153,932	8,050	1,625,397	377,608	38,616,150

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数……………22社

主要な連結子会社名は、事業報告の重要な子会社の状況に記載しているため、省略しております。

② 非連結子会社の数……………1社

非連結子会社1社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数……………1社（会社名 ビジネスエンジニアリング株式会社）

なお、当連結会計年度において、株式を追加取得したことにより、ビジネスエンジニアリング株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社数・1社

非連結子会社1社は、小規模であり、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ズケン・コリアInc.、ズケン・シンガポールPte.Ltd.、台湾図研股份有限公司の決算日は2月末日であり、図研上海技術開発有限公司、ズケン・パイテックInc.の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、各連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、決算日が連結決算日と異なる上記5社については、連結決算日までの期間に発生した重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品……………主として移動平均法による原価法

製品・仕掛品……………当社及び主な連結子会社は個別法による原価法、一部の
連結子会社は総平均法による原価法

原材料……………当社は移動平均法による原価法、主な連結子会社は個別
法による原価法

貯蔵品……………当社及び主な連結子会社は最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用し、海外連結子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社のソフトウェアについては、市場販売目的のものは販売開始後の有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のものは社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産については、定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生額について5年間の定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループは、エレクトロニクス、自動車関連及び産業機器製造業を中心に設計から製造までのプロセスに係るソリューションの販売及びこれに付帯するクライアントサービス業務の提供を行っております。ソリューションの販売については、顧客に引き渡した時点において顧客が製品・商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品・商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、一部の商品において、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。クライアントサービスの提供は、主に一定期間の商品及び製品の保守サービス契約であり、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じて15年以内での均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 製品の販売に係る収益認識

一部の取引については、顧客との契約に基づく当該製品の引渡し及び保証期間内における無償保守サービスの提供をしております。従来は、当該保守サービスについて収益を認識していませんでしたが、製品の引渡しに係る履行義務と当該保守サービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引については、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類は、売上高は168,795千円減少し、売上原価は187,484千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ18,688千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は44,195千円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる時価の算定方法に重要な変更はありません。

また、6. 金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を、財又はサービスの種類別に分解した内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				連結計算書類 計上額
	日本	欧州	米国	アジア	
売上高					
ソリューション	13,796,557	2,772,256	1,219,996	567,263	18,356,073
クライアントサービス	8,636,541	2,628,635	1,026,823	854,192	13,146,192
合計	22,433,098	5,400,892	2,246,819	1,421,455	31,502,266

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	7,688,741千円
契約負債(期末残高)	9,361,007千円

契約負債は、主としてクライアントサービスの提供を行うにあたり、顧客から受け取った前受金に関連するものであります。これらのサービス期間の経過に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は5,611,724千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	13,013,124千円
1年超	2,360,774千円
合計	15,373,898千円

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 8,626,891千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	23,267,169株	—	—	23,267,169株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	18,026株	445株	—	18,471株

普通株式の自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	348,737千円	15円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	371,982千円	16円	2021年9月30日	2021年12月2日
計	—	720,720千円	—	—	—

(4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当の原資 利益剰余金
- ② 配当金の総額 488,222千円
- ③ 1株当たり配当額 21円
- ④ 基準日 2022年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2022年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については信用リスク、金利等を考慮し、安全性を第一と考え、元本割れの可能性が極めて低いと思われる金融商品で行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念債権の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券、並びに関係会社株式については、業務上の関係を有する企業の株式や公社債投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券	9,425,192千円	9,424,022千円	△1,170千円
関係会社株式	2,002,416千円	4,795,312千円	2,792,896千円

(*) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び預金、受取手形、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*) 市場価格のない株式は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	389,800千円

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	1 0 年 超
現金及び預金	27,191,189千円	—	—	—
受取手形	383,412千円	—	—	—
売掛金	5,647,008千円	—	—	—
合計	33,221,610千円	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	2,725,192千円	—	—	2,725,192千円
資産計	2,725,192千円	—	—	2,725,192千円

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 公社債投資信託	—	6,698,830千円	—	6,698,830千円
関係会社株式	4,795,312千円	—	—	4,795,312千円
資産計	4,795,312千円	6,698,830千円	—	11,494,142千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

公社債投資信託は、取引金融機関が公表する基準価額を用いて評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,644円76銭
(2) 1株当たり当期純利益	129円16銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,299,790	流動負債	4,927,676
現金及び預金	17,556,664	買掛金	426,017
受取手形	238,093	未払金	746,393
売掛金	2,410,582	未払法人税等	2,210,528
有価証券	6,700,000	前受金	910,863
棚卸資産	72,283	賞与引当金	359,961
その他	322,165	役員賞与引当金	80,000
固定資産	15,760,086	その他	193,911
有形固定資産	5,757,181	固定負債	2,697,752
建物	2,584,349	退職給付引当金	2,563,172
構築物	26,417	関係会社事業損失引当金	21,000
車両運搬具	15,797	長期未払金	96,850
工具、器具及び備品	118,236	その他	16,729
土地	3,009,559	負債合計	7,625,428
リース資産	2,822	純資産の部	
無形固定資産	374,977	株主資本	33,954,641
投資その他の資産	9,627,927	資本金	10,117,065
投資有価証券	3,114,992	資本剰余金	8,657,753
関係会社株式	3,639,220	資本準備金	8,657,753
関係会社出資金	1,035,847	利益剰余金	15,199,103
関係会社長期貸付金	244,730	利益準備金	311,082
関係会社長期営業債権	942,367	その他利益剰余金	14,888,020
繰延税金資産	538,409	別途積立金	12,525,000
その他	372,335	繰越利益剰余金	2,363,020
貸倒引当金	△259,975	自己株式	△19,279
資産合計	43,059,876	評価・換算差額等	1,479,806
		その他有価証券評価差額金	1,479,806
		純資産合計	35,434,448
		負債純資産合計	43,059,876

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,289,628
売上原価		2,699,501
売上総利益		8,590,127
販売費及び一般管理費		7,074,477
営業利益		1,515,650
営業外収益		
受取利息	1,035	
受取配当金	1,133,073	
為替差益	99,735	
受取賃貸料	139,307	
その他	86,753	1,459,905
営業外費用		
不動産賃貸原価	120,262	
その他	2,114	122,376
経常利益		2,853,178
特別利益		
固定資産売却益	544	
投資有価証券売却益	5,808,953	5,809,498
特別損失		
固定資産処分損	15,081	
関係会社出資金評価損	3,669,127	
関係会社株式評価損	492,810	
関係会社貸倒引当金繰入額	245,072	
関係会社事業損失引当金繰入額	21,000	4,443,092
税引前当期純利益		4,219,584
法人税、住民税及び事業税		2,331,247
法人税等調整額		△97,359
当期純利益		1,985,696

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 (注)	利益剰余金合計		
当期首残高	10,117,065	8,657,753	8,657,753	311,082	13,630,601	13,941,684	△17,734	32,698,768
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	△7,557	△7,557	—	△7,557
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,117,065	8,657,753	8,657,753	311,082	13,623,043	13,934,126	△17,734	32,691,210
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△720,720	△720,720	—	△720,720
当期純利益	—	—	—	—	1,985,696	1,985,696	—	1,985,696
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△1,545	△1,545
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	1,264,976	1,264,976	△1,545	1,263,430
当期末残高	10,117,065	8,657,753	8,657,753	311,082	14,888,020	15,199,103	△19,279	33,954,641

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	4,510,039	4,510,039	37,208,808
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	△7,557
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,510,039	4,510,039	37,201,250
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△720,720
当期純利益	—	—	1,985,696
自己株式の取得	—	—	△1,545
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,030,233	△3,030,233	△3,030,233
当期変動額合計	△3,030,233	△3,030,233	△1,766,802
当期末残高	1,479,806	1,479,806	35,434,448

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位: 千円)

	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	その他利益剰余金合計
当 期 首 残 高	11,025,000	2,605,601	13,630,601
会計方針の変更による 累積的影響額	—	△7,557	△7,557
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	11,025,000	2,598,043	13,623,043
当 期 変 動 額			
別途積立金の横立	1,500,000	△1,500,000	—
剰余金の配当	—	△720,720	△720,720
当 期 純 利 益	—	1,985,696	1,985,696
当期変動額合計	1,500,000	△235,023	1,264,976
当 期 末 残 高	12,525,000	2,363,020	14,888,020

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品…………… 個別法による原価法

原材料…………… 移動平均法による原価法

貯蔵品…………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3年～60年

車両運搬具及び工具、器具及び備品…… 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェアについては、市場販売目的のものは販売開始後の有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のものは社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産については、定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生額について5年間の定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して損失負担見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが、連結計算書類と異なっております。計算書類上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、エレクトロニクス、自動車関連及び産業機器製造業を中心に設計から製造までのプロセスに係るソリューションの販売及びこれに付帯するクライアントサービス業務の提供を行っております。ソリューションの販売については、顧客に引き渡した時点において顧客が製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点から収益を認識しております。クライアントサービスの提供は、主に一定期間の製品の保守サービス契約であり、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の摘要)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

製品の販売に係る収益認識

一部の取引については、顧客との契約に基づく当該製品の引渡し及び保証期間内における無償保守サービスの提供をしております。従来は、当該保守サービスについて収益を認識しておりませんでしたが、製品の引渡しに係る履行義務と当該保守サービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類は、売上高は14,033千円増加し、売上原価は3,993千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10,040千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は7,557千円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる時価の算定方法に重要な変更はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		7,179,660千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権	108,230千円
	長期金銭債権	29,557千円
	短期金銭債務	142,808千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	1,199,642千円
(2) 関係会社からの仕入高	1,288,645千円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	1,254,055千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

18,471株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

関係会社出資金	1,752,080千円
退職給付引当金	784,330千円
関係会社株式	175,430千円
未払事業税	127,284千円
賞与引当金	110,148千円
前受収益	94,534千円
未払金・未払費用	78,595千円
その他	162,737千円

繰延税金資産小計 3,285,140千円

評価性引当額 Δ 2,073,110千円

繰延税金資産合計 1,212,030千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	652,479千円
その他	21,141千円

繰延税金負債合計 673,620千円

繰延税金資産の純額 538,409千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率 30.6%

(調整)

評価性引当額	32.1%
受取配当金益金不算入	Δ 7.7%
試験研究費税額控除影響	Δ 3.1%
その他	1.0%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.9%

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子会社	ズケンLtd.	間接 100.0%	製品の販売及び原材料の購入、不動産の賃貸、役員の内兼任等	製品の販売(注1)	757,925千円	関係会社長期営業債権	942,367千円
				原材料の購入等(注1)	163,137千円	買掛金	13,623千円
				不動産の賃貸等(注2)	29,575千円	投資その他の資産その他	29,215千円
子会社	図研テック㈱	直接 100.0%	製品の販売及び原材料の購入、不動産の賃貸、技術者の派遣等	製品の販売(注2)	2,663千円	売掛金	660千円
				原材料の購入等(注2)	507,021千円	買掛金	47,358千円
				不動産の賃貸等(注2)	32,602千円	未収入金	539千円
				技術者の派遣等(注2)	349,264千円	未払金	33,042千円

- (注) 1. 取引価格は、販売代理店契約に基づき決定しております。
 2. 取引価格は、一般的取引条件を勘案して決定しております。
 3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等が含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,524円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円41銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月5日

株式会社 図 研
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 山 和 則
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 坂 真 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社図研の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社図研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月5日

株式会社 図研
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古山和則
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田坂真子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社図研の2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月6日

株式会社 函 研 監査役会

監査役(常勤) 和田 扶佐夫 ㊟

監査役 半田 高史 ㊟

監査役 前波 吉伸 ㊟

(注) 監査役 半田高史及び前波吉伸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上の重要な政策と位置づけており、業績や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社グループの経営状況につきましては、売上高、営業利益、経常利益いずれも過去最高となり、また政策保有株式の売却に伴う特別利益の計上等により、大幅な増収増益を達成いたしました。このような経営状況を勘案のうえ、第46期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当につきましては、普通配当を前期に比べ1円増配して16円とし、これに特別配当5円を加え、1株につき21円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭

- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金21円
(普通配当16円、特別配当5円)

配当総額 488,222,658円

なお、これにより、中間配当金(1株につき16円)を含めました年間の配当金は1株につき37円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,300,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度の導入に伴い、取締役を減員し、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	かねこ まこと 金子 真人 (1945年3月15日)	1976年12月 株式会社図形処理技術研究所 (現 株式会社図研) 設立 代表取締役社長 2020年4月 代表取締役会長、現任	3,321,531株
2	かつべ じんや 勝部 迅也 (1942年10月13日)	1982年1月 当社入社営業部長 1984年1月 取締役営業本部長 1995年6月 専務取締役経営管理本部長兼海外事業本部長兼技術本部長 1999年4月 専務取締役 2004年6月 代表取締役副社長 2020年4月 代表取締役社長、現任	64,100株
3	そうま よしかず 相馬 肅一 (1960年1月15日)	1991年3月 当社入社 2001年4月 総務部長 2004年1月 総務人事部部長 2005年4月 管理本部長 2005年6月 取締役管理本部長 2016年6月 常務取締役管理本部長 2020年4月 取締役副社長兼管理本部長、現任	15,000株
4	さ の たかし 佐野 高志 (1948年4月3日)	1973年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 1979年2月 ネミック・ラムダ株式会社入社 1979年3月 公認会計士登録 1986年6月 ネミック・ラムダ (シンガポール) PTE.LTD. 社長 1992年12月 井上斎藤英和監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 1997年8月 朝日監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 代表社員就任 2007年12月 佐野公認会計士事務所開設 所長、現任 (兼任) 2011年6月 当社監査役 2014年6月 当社取締役、現任 (重要な兼職の状況) 佐野公認会計士事務所所長	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	あらい よういち 荒井 洋一 (1944年4月25日)	1971年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 1977年4月 荒井洋一法律事務所（現 荒井総合法律 事務所）所長、現任（兼任） 1990年1月 当社監査役 2016年6月 当社取締役、現任 (重要な兼職の状況) 荒井総合法律事務所所長	10,395株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2022年3月31日現在のものです。
3. 当社は、適材適所の観点から、営業、技術、経営管理、海外業務などの各分野の深い知識・豊富な経験・高い能力を有し、かつ優れた人格識見を備えた人材をバランス良く取締役として選任することとしております。各候補者は、当社の経営戦略に照らして必要な上記分野の知識・経験・能力等のスキルを有しております。
4. 佐野高志、荒井洋一の2氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要について
- ①佐野高志氏につきましては、会社経営者としての経験と、公認会計士として長年培われた専門的な知識と経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場で助言、提言を行っていただく予定です。
- ②荒井洋一氏につきましては、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として長年培われた専門的な知識と経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場で助言、提言を行っていただく予定です。
6. 佐野高志氏の社外取締役としての在任期間は約8年であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 荒井洋一氏の社外取締役としての在任期間は約6年であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役5名のうち、独立社外取締役は2名となり、その比率は3分の1以上となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 半田高史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
はんだ たかし 半田 高史 (1967年2月9日)	1990年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 1996年5月 公認会計士登録 1998年8月 アーサー・アンダーセン・バルセロナ事務所 マネージャー 2002年2月 アーサー・アンダーセン・ロンドン事務所シ ニアマネージャー 2005年5月 モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社 入社 ヴェイス・プレジデント 2011年5月 ホワイトペア国際監査法人(現 Mazars WB監 査法人) 設立 法人代表就任 2014年6月 当社監査役、現任 2017年12月 Mazars FAS株式会社代表取締役 2021年4月 合同会社東京プライム会計事務所設立 代表社員就任、現任(兼任) (重要な兼職の状況) 合同会社東京プライム会計事務所代表社員	-

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社の株式の数は、2022年3月31日現在のものです。
3. 半田高史氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者とする理由について
 半田高史氏につきましては、公認会計士として企業会計に精通しており、また、長年培われた専門的な知識と経験を当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 半田高史氏の監査役としての在任期間は約8年であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主のみなさまの健康と安全を最優先にご検討いただき、本株主総会開催日当日の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、ご出席につきまして特に慎重なご判断をお願い申し上げます。議決権の行使はインターネット等または書面によっても行うことが可能ですので、ご検討ください。

1. 株主のみなさまへ

- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、また妊娠されている方は、ご出席をお控えいただくことをお勧めいたします。また、これらに該当しない方でも、ご心配やご不安のある方は、決して無理をなさらずに出席を見合わせることをご検討ください。
- ・本株主総会にご出席される方は、マスク着用等感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

2. 当社の対応につきまして

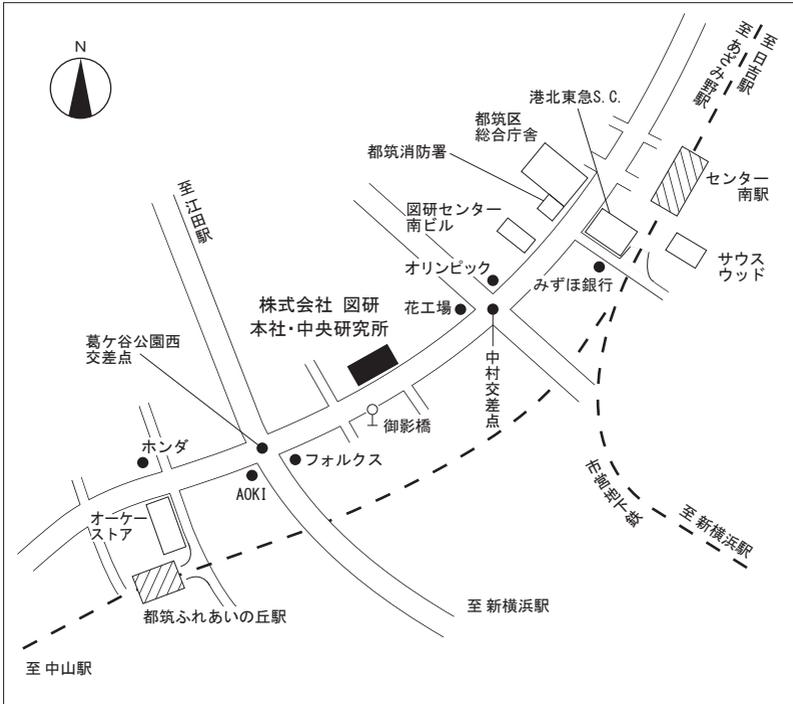
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・本株主総会に出席する役員および運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます場合がございます。
- ・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただき、議場へのご入場を控えていただく場合がございます。
- ・会場内では、間隔をあけた座席配置といたします。
- ・株主総会の時間を短縮する場合がございます。

その他、感染予防のため必要な措置を講じる場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社のウェブサイト（アドレス <https://www.zuken.co.jp>）にて掲載させていただきます。

会場案内図

本社・中央研究所
横浜市都筑区荏田東二丁目25番1号



新型コロナウイルスに関するお知らせは、55頁をご参照ください。

- ・横浜市営地下鉄 センター南駅下車 徒歩15分
- ・横浜市営地下鉄 センター南駅下車 市営バス 御影橋バス停前
- ・横浜市営地下鉄 都筑ふれあいの丘駅下車 徒歩10分

※ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。